

Title	〔商法二七九〕 有限会社の株式会社への組織変更と会社に現存する純資産 (岐阜地裁高山支部昭和五六年一二月二三日決定)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.10 (1987. 10) ,p.120- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19871028-0120

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二七九〕 有限会社の株式会社への組織変更と会社に現存する純資産

（岐阜地高支部決昭和五六年一月二三日
昭和五六（七）三三三組織変更認可申請事件）
判例時報一〇四五号一二八頁

〔判示事項〕

有限会社が、金融機関より資金を借り受け、同有限会社取締役の土地購入に際して、右資金を同取締役に融通し、その上、有限会社が同取締役より右土地を本店建物敷地として賃貸した場合において、その賃料と右融資金の利息を同額とし相殺し、さらに、有限会社の土地使用期間中は右融資金元本の返済が猶予されるとの事情のもとでは、右融資金は、有限会社法六七条二項にいう資産には含まれない。

〔参照条文〕

有限会社法六七条二項

〔事実〕

X₁会社の取締役であるX₂ほか五名による本件申請によれば、本件X₁会社は、昭和五二年三月一八日に設立された資本総額金一千四百万円の有限会社であり、X₁会社は、昭和五六年七月一

九日開催の社員総会において、総社員一致による決議をもって、株式会社へ組織変更した。本件申請によれば、右株式会社は、組織変更の際して、一株額面五〇〇〇円の株式二万八千株を発行価額五〇〇〇円で発行することとなり、右組織変更決議時点における貸借対照表による会社に現存する純資産額は、一千五百六三万七千七〇〇円であった。X₁会社は、債権者異議手続に基づく異議はなかったとして、株式会社への組織変更を申請した。

裁判所の事実認定によれば、「X₁会社は、昭和五六年七月一日の社員総会において、組織変更の際して発行する株式の発行価額の総額を……金一、四〇〇万円とし、株式会社に組織変更する旨の決議をしたことが認められるが、右同日現在のX₁会社の貸借対照表によると、資産の部土地項目に金一、四〇〇万円とあるが、訴外Aの鑑定書によると、X₁会社の右同日現在の

純資産総額は金一、五六三万七、〇七〇円であるとしており、その資産のうちX₂取締役に對する貸付金一、四九〇万円が含まれるとしているが、右貸付金は右貸借対照表の土地項目に該当するものと考えられるところ、これは《証拠略》によれば、昭和五三年七月一日X₁会社は、訴外B信用金庫からの借入金のうちから……二階建住宅をX₁会社本店として購入した他、その余の金一、四〇〇万円を同家屋の敷地（……宅地一九五・三〇平方米）をX₂が購入するに際して同人に右同日貸付けたものであること、その貸付の条件は貸付金利は訴外B信用金庫の貸付利率と同率とし、利息は同土地の借地料と相殺し、貸付金元本の返済はX₁会社の土地使用期間中猶予するというものである」とされた。

〔判旨〕

申請却下。

一、「有限会社法六七条第二項は、有限会社を株式会社組織変更するに際して発行する株式の発行価額の総額は会社に現存する純資産額を超えてはならない旨規定しているところ、これはこれを認めると設立の当初から資本に欠損のある株式会社を認めることになり資本充実の原則に反するからである。」

二、本件で問題になっている「土地はどのように解してもX₂個人の所有地であつてX₁会社の所有と考えられる余地はないが、さりとて同人に對する」本件融資金が「右土地購入の為の貸付金」と考へても、右貸付の条件はX₁会社の存続中は貸金元本の返

済をしない旨の定めであるから殆んどX₁会社の資産と考へることとはできず、株式会社のような物的会社にあつては会社債権者の引き当てとすることは到底考へられないものである。そうすると、右X₂に對する貸付金一、四〇〇万円は右法条の純資産に含まれると看することはできない。」

〔評釈〕

判旨第一点に賛成、同第二点に疑問。

一、有限会社法は、昭和十五年一月一日より施行されているが、その施行当時における同法六七条二項は、「前項ノ場合ニ於テハ会社ニ現存スル純財産額ヨリ多キ金額ヲ以テ払込ミタル株金額ト為スコトヲ得ズ」と規定しており、現行有限会社法同条同項とは文言に違いが存在する。有限会社法施行当時の株式会社においては、現行法上認められていない株金の分割払込制度が存在したため、そのような文言による規制がなされたものと考えられる（田中耕・改正商法及有限会社法概説三三八頁、三二九頁）。そして、有限会社法立法当時の解説書によれば、右のような文言を有する同法六七条二項の規制目的は、資本充実の原則を貫徹することにある（奥野ほか五名・有限会社法釈義一三三頁は、「之は謂ふまでもなく資本充実の原則から来た制限」とであると明言している）。

有限会社法六七条二項は、その後、昭和二三年に改正され、「前項ノ場合ニ於テハ会社ニ現存スル純財産額ヨリ多キ金額ヲ以テ資本ノ総額ト為スコトヲ得ズ」との文言となつた。これは、

前述した株金分割払込制度廃止に対応した変更と解される。

更に、有限会社法六七条二項は、昭和二六年に改正され、「前項ノ場合ニ於テハ組織変更ニ際シテ発行スル株式ノ発行価格ノ総額ハ会社ニ現存スル純財産額ヲ超ユルコトヲ得ズ」と表現されることとなった。その後、昭和三七年の改正で、従来の同条同項にあった会社に現存する「純財産額」の表現が、「純資産額」と変更され（この変更が、会社の計算に関する昭和三七年の商法改正に対応するものであることについては、上田「商法の一部を改正する法律案について」商事法務研究二四〇号七頁参照）、現在に至っている。このように、六七条二項の文言には変更があるが、その規制目的は、現行文言においても、立法当初と変ることなく、資本充実の原則を守らせることにある（西島・注釈会社法六七条注六（九巻三九八頁）は、「会社に現存する純資産額を超えて株式を発行し、その発行価格の総額に見合う会社財産がないような事態の発生は許されない。ただし、これを認めると設立当初から資本に欠損のある株式会社を認めることになって資本充実の原則に反するからである」と説明する）。従って、以上のような理解を踏まえると、判旨第一点にはなんの問題もなく、それは、妥当なものと解される。

二、本件X₁有限会社が、法人格否認の法理の適用を受け、その法人格を否定され、法人の衣をはがされたX₂取締役を中心に、財産関係が整備されるとの事実認定のない本件のもとにおいては、判旨第二点のように、本件貸付金を「会社の資産と考へることとはでき」ないと結論づけることには問題がある。なぜ

ならば、その貸付条件の特異性は別として、本件において、融資金は、確実にX₁会社からX₂取締役へと流れこんでおり、そこに債権は存在している。そして、この債権は、確定した満期日の定められていない、しかも、実際には返済の見込みの薄いものかもしれないが、貸借対照表に挙げることができる債権であり、その評価額をどうするかとの問題は生ずるにせよ、その資産性を否定することはできないと考える（同旨、吉原・本件評釈・ジュリスト八五五号一四頁）。もし、判旨が、取立見込不能のおそれを考え（商法二八五条ノ四第二項、本件貸付金の資産性を結果的に否定するといっているのであれば、その点の認定がもっと詳細にあつてよいと考える。つまり、本件X₂取締役は、X₁会社に本件土地を貸借していることになるが、X₁会社の側からすると、本件貸付金をX₂取締役がX₁会社に弁済しない限り、立ち退かないと主張し、X₂による本件土地の更地化を遅延させあるいは阻止することもできるのだから、貸付金の取立見込みは薄いともいいたい。

有限会社の株式会社への組織変更の場合の裁判所による認可に際して、裁判所は、提出された貸借対照表や純資産額に関する鑑定書など（制度と手続の全体については、三森「有限会社の株式会社への組織変更」創価経営論集二巻一号四九頁以下、同「有限会社の株式会社への組織変更について」[上下]商事法務八九一号二頁以下、同八九四号七九頁以下に詳細である）をただ形式的にのみ受け入れ、資本充実を害する事態が発生した場合、取締役と社員の填補責

任（有六七条四項）で解決すればよいというのではなく、株式の発行価格の総額が会社の純資産額内におさまっているかについて、「職権ヲ以テ事実ノ探知及ヒ必要ト認ムル証拠調」をしなければならぬ（非訟事件手続法一一一条参照）。ところで、判旨は、本件申請会社の貸借対照表に資産の部の土地項目の金一千四百万円とあるのを鑑定書では貸付金として指摘し、この貸付金は貸借対照表の土地項目に該当するものと考えている。その上で、判旨は、貸付金という判断を前提として結論をだして

いる。しかし、土地項目ということが登場している限り、本件土地に関するX₁会社の土地貸借にからむ何んらかの権利の経済的評価が問題になっているとも解し得る。従って、この点につき、もっと明解な説明があれば事実関係がよりはっきり明確化し、純資産額の意味のとりかたにも影響があるように考えられる。

（昭和六二年七月一日）

加藤 修